

(別紙7)

住宅ローン

元金返済据置サービス

- 現在お借入の住宅ローンの元金のご返済を最長5年間（全国保証口をご利用の場合は最長3年間）据置くことができます。
- 育児休業期間中（産前産後休暇を含みます）の方もご利用いただくことができます。
- 元金据置期間中は利息のみのお支払いとなりますので、ご返済が軽減されます。

項目	内容
1. ご利用対象者	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の住宅ローンを1年以上ご利用の方で、過去に元金返済据置サービスをご利用されたことのない方 ※ 過去にご利用された方でも、育児休業の取得によるお申し出の場合は、再度ご利用いただける場合がございます。 ・ 住宅ローンを過去1年間約定どおりご返済いただいている方 ・ そのほか、当行所定のお取扱い基準を満たされる方
2. ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の住宅ローンでご利用いただけないものもあります。 ・ 審査の結果、お客さまのご要望に添えない場合もございます。 ・ お借入期限の延長を伴う場合は、追加の保証料が発生する場合がございます。
3. 取扱手数料	<p>取扱手数料として5,400円（消費税込）がかかります。</p> <p>※ 育児休業の取得に伴い元金返済据置サービスを利用する場合、手数料は不要です。</p>